

広島文化学園役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人広島文化学園（以下「本学園」という。）の寄附行為第39条の規定に基づき、役員報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事長、副理事長、専務理事、常務理事をいい、次号に該当する職員理事を除く。
- (3) 職員理事とは、学園の職員（学長を含む）として給与を支給している理事をいう。
- (4) 非常勤理事とは、前2号以外の理事をいう。
- (5) 役員報酬等とは、報酬、期末・勤勉手当、退任慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員の給与規則及び退職金規則に基づくものを含まない。
- (6) 費用とは、役員として職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員には、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤理事に対しては、報酬、賞与及び退任慰労金を支給する。
 - (2) 職員理事に対しては、役員としての報酬等は支給しない。
 - (3) 非常勤理事及び監事に対しては、報酬のみ支給する。
- 2 常勤理事の報酬月額、別表のとおりとし、各理事の号俸は、理事会において決定する。
- 3 非常勤理事及び監事の報酬は、次のとおりとする。
- (1) 理事会、理事協議会、評議員会への出席 1日につき20,000円
 - (2) 理事会、理事協議会、評議員会以外への出席その他法人業務のための勤務 1日につき30,000円以下で都度定める額
- 4 前項の規定にかかわらず、特別の任務を委嘱された非常勤理事及び監事については、報酬を支給することができる。

(手当の支給)

第4条 常勤理事には、通勤手当、扶養手当、住居手当、役職・職務手当、期末・勤勉手当等、本学園の職員に支給する手当と同種の手当を実態に応じて支給することができる。

- 2 前項の手当の額については、本学園の職員に支給する手当の定めを準用する。
- 3 第2条第1項第5号の定めにかかわらず、前2項により支給される手当は役員報酬とする。

(退任慰労金の支給)

第5条 常勤理事が任期の満了又は辞任により退任したときは、その者に退任慰労金を支給することができる。

2 常勤理事が死亡により退任した場合の退任慰労金は、その遺族に支給するものとする。この場合において、遺族の範囲及び順位は、「国家公務員退職手当法」の例による。

3 前2号により支給する退任慰労金の額は、次条に定める算式により算出される額の範囲内で、理事会において決定する。

(退任慰労金の算出方法)

第6条 退任慰労金算出に係る基準報酬額は、常勤理事を退任した日のその者の報酬月額とする。

2 在任期間は、常勤理事として就任から退任までの年数で1年単位とし、在任期間に1年未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

3 退任慰労金は、第1項に規定する基準報酬額に、次に掲げる在任期間の割合を乗じて得た額の合計額の範囲内とする。

(1) 1年以上5年未満の期間については、1年につき100分の100

(2) 5年以上9年未満の期間については、1年につき100分の125

(3) 9年以上13年未満の期間については、1年につき100分の150

(4) 13年以上の期間については、1年につき100分の175

4 前項の規定により計算した退任慰労金の額が、基準報酬額に50を乗じて得た額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退任慰労金の額とする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬及び手当は、役員があらかじめ届け出た銀行口座に振り込む方法により支給する。

2 自然災害等特別の事情がある場合は、前項の規定にかかわらず、銀行口座に振り込む方法以外の手段を用いて報酬及び手当を支給することができる。

(報酬等の支給日)

第8条 報酬及び手当の支給日は、特別の事情がある場合を除き、次のとおりとする。

(1) 常勤理事 毎月25日

(2) 非常勤の理事及び監事 用務日の属する月の翌月15日

2 前項に定める支給日が、法令その他の定めにより金融機関の休日に該当する場合は、直前の金融機関営業日を支給日とする。

(費用)

第9条 役員が出張した場合には、当該役員に対し、広島文化学園旅費規程及び広島文化学園職員の国外出張に関する規程に基づいて旅費を支給することができる。

2 役員が理事会等に出席した場合は、交通費を支給することができる。

3 役員が職務の執行に当たって前2項以外の費用を要する場合は、当該費用を支給することができる。

(報酬等の日割り計算)

第10条 新たに常勤理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤理事が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から広島文化学園就業規則第26条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第 11 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

(公表)

第 12 条 本学園は、この規程をもって、私立学校法第 63 条の 2 第 4 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第 13 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

2 非常勤評議員に、第 3 条第 3 項及び第 9 条を準用して報酬及び費用を支給することができる。この場合において、これらの規定中「非常勤理事」又は「役員」とあるのは「非常勤評議員」に読み替える。

(規程の改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程の施行に伴い、「広島文化学園役員等報酬、費用弁償及び退職金規程」、「広島文化学園役員等報酬に関する規程」は廃止する。

(第 3 条関係)

別表 常勤の役員の報酬月額

(単位：円)

	理事長	副理事長	専務理事	理事(学長)	常務理事
1	720,000	664,000	608,000	552,000	496,000
2	776,000	720,000	664,000	608,000	552,000
3	834,000	776,000	720,000	664,000	608,000
4	912,000	834,000	776,000	720,000	664,000
5	984,000	912,000	834,000	776,000	720,000